



COVID-19ウェビナー

デロイトベトナム日系企業サービスグループ

2021年9月22日

Covid-19 ウェビナー

1. Covid-19 に関連する税務
2. ベトナムにおけるイミグレーションの現状アップデート
3. 出向者の日本退避期間における日本での個人所得税課税状況
4. 日本への一時帰国によるワクチン接種について
5. ワクチンパスポートについて

講師紹介

日系企業サービスグループ

ディレクター

原田 潤一



- 1996年日本の大手監査法人に入所、製造業・卸売業、通信販売業、小売業等、上場会社から株式公開準備会社の監査業務、内部統制構築支援、J-SOX等内部統制のコンサルティング業務、ITに関するアドバイス業務において20年以上の経験を有する。
- 2014年6月に他のBIG 4 ファームのベトナム・ハノイ事務所に勤務
- 2021年1月よりデロイトベトナム・ハノイ事務所に勤務（至現在）
- ベトナム日本商工会等において、会計・税務等各種のセミナー講師を務める。

1. Covid-19 に関連する税務

Covid-19 に関連する税務

1. 減税・納期限の延長等

- 1.1 納税申告及び納付期限の延長（VAT, CIT , 土地賃借料）
- 1.2 法人税の30%減額
- 1.3 社会保険料の減額及び、一時停止

2. 隔離関連費用の取り扱い

- 2.1 ベトナムに入国する際の隔離費用（ホテル滞在費、検査費用等）
- 2.2 工場等に滞在する際の隔離費用（滞在費、検査費用、手当等）
- 2.3 隔離費用まとめ
- 2.4 その他隔離関連費用

3. 固定資産の減価償却費に対するCIT

4. 移転価格における対応



Covid-19 に関連する税務

1.1 納税申告及び納付期限の延長（VAT, CIT, 土地賃借料）

2021年4月19日付の政令52/2021/ND-CPによると、以下の特定の納税者に対する2021年の法人所得税（CIT）、付加価値税（VAT）の納税申告・納付期限及び、土地賃借料の納付期限が延長になった。
ただし、2021年7月30日までに、申請書を提出する必要がある。具体的な申告・納付期限は次スライドを参照。

特定の納税者



ベトナム国家銀行（「SBV」）の規制に基づき、Covid-19の影響を受けた企業、組織、個人である顧客への支援を実施する信用機関、外国銀行の支店



開発が優先された裾野産業工業製品及び主要な機械製品を製造する企業、組織、個人事業主、個人



中小企業および、零細企業



以下の分野で活動する企業、組織、個人事業主、個人：

- 運輸・倉庫業（物流）
- 宿泊・飲食サービス、
- 教育・訓練、医療・社会福祉活動
- 不動産活動



以下の分野で活動する企業、組織、個人事業主、個人：

- 農業、林業、水産業
- 建設業
- 織物、衣装の製造
- 電子製品、コンピュータおよび光学製品の製造、自動車およびその他の自動車の製造…

Covid-19 に関連する税務

1.1 納税申告及び納付期限の延長（VAT, CIT, 土地賃借料）

前ページの条件を満たす場合、それぞれ以下のとおり納付期限が延長になっている。（延滞金なし）

VAT（輸入VATを除く）

月次申告のケース	延長後納期限
2021年03月分	2021年09月20日（5か月延長）
2021年04月分	2021年10月20日（5か月延長）
2021年05月分	2021年11月20日（5か月延長）
2021年06月分	2021年12月20日（5か月延長）
2021年07月分	2021年12月20日（4か月延長）
2021年08月分	2021年12月20日（3か月延長）
四半期申告のケース	延長後納期限
2021年度第1四半期分	2021年09月30日（5か月延長）
2021年度第2四半期分	2021年12月30日（5か月延長）

CIT

仮払い納付	延長後納期限
2021年度第1四半期分	2021年07月30日（3か月延長）
2021年度第2四半期分	2021年10月30日（3か月延長）
土地賃借料	延長後納期限
2021年の最初の納付分	2021年11月30日（6か月延長）

納税者の本社が隔離地域（Covid-19による管轄機関の通知による）**にあり、確定申告の締切りが隔離期間中である場合、** 納税申告書を提出することができず遅延しても、行政処分の対象にはならない。（ハノイ税務支局発行の2021年07月29日付のOL 29592/CTHN-KK）

Covid-19 に関連する税務

1.2 法人税の30%減額

2020年の事業年度の法人税

2020年6月19日付国会決議116/2020/QH14にて「ベトナムの法律に基づいて設立され、製造・サービス事業を行っており、2020年の事業年度において、その売上が2,000億ドン(約10億円)以下であれば、法人税支払額の30%が減額される」と定めている。

対象企業を確定する売上には、販売、加工、サービス料(補助金、割増料金、追加料金を含む)が含まれる。税優遇を適用後の支払税額に対して30%減額が適用される。

2021年の事業年度の法人税

2021年8月5日付通知209/TB-VPCPによると、Pham Minh Chinh首相がCovid-19の影響を受ける企業を支援する減税・免税について話し合いを行い、財務省の2021年7月23日付123/TTr-BTCに基づく減税を継続する旨言及しており、当123/TTr-BTCには2021年の法人税30%減額が記載されている。

→10月1日までにこの件に関する決定書に国会で署名される事が9月16日の国会常任委員会で決まったため、2020年と同様の法人税30%減額が適用となる可能性が高い。ただし売上基準(2,000億ドン以下)の他、2021年の売上が2020年より下がった場合に限定される予定。

[Chính phủ đề xuất giảm 30% TNDN đối với doanh nghiệp có doanh thu giảm trong năm 2021 \(congluan.vn\)](http://congluan.vn)

Covid-19 に関連する税務

1.3 社会保険料の減額及び、一時停止

労災・職業病基金

2021年7月1日付の決定No. 68/NQ-CPによると、労働災害保険基金に拠出する事業主に対して、会社負担分の0.5%を、2021年7月1日から2022年6月30日までの間、0%とする事が決まっている。ただし雇用主はこの削減から得られた全額をCovid-19の予防の為の費用として使用することが期待されている。

退職年金・遺族給付金

2021年7月7日付の決定書No. 23/2021/QD-TTgによると、社会保険に加入している従業員が2021年4月と比較して、15%以上減少した場合、申請書を提出した月から6か月間、退職年金、遺族給付金の拠出を一時的に停止可能。ただし終了後に一時停止期間分を補償する必要がある。

種別		会社負担	個人負担	合計	
社会保険	短期	疾病給付金	3.0%	0%	25.5%
		妊娠出産給付金			
		労災、職業病基金	0.5%	0%	
	長期	退職年金	14.0%	8%	
	遺族給付金				
健康保険（健康保険法）		3.0%	1.5%	4.5%	
失業保険（雇用法）		1.0%	1.0%	2.0%	
合計		21.5%	10.5%	32.0%	

Covid-19 に関連する税務

2.1 ベトナムに入国する際の隔離費用（ホテル滞在費、検査費用等）

オフィシャルレター	CIT	PIT
バクニン市税務局 (2020年7月6日付 OLNo.2220/CT-TTHT)	<ul style="list-style-type: none">規則に従った十分な証拠書類があれば、CITの控除が可能。	<ul style="list-style-type: none">会社がホテルに直接支払った場合は、当該外国人専門家のPITの課税対象には含めない。
ハノイ市税務局 (2020年11月10日付 OLNo.97748/CT-TTHT)	<ul style="list-style-type: none"><u>福利厚生費</u>とみなされ、その費用の合計額が課税年度の実際の平均給与額（1ヶ月分）を超えない場合、CITの控除が可能。	<ul style="list-style-type: none">その外国人の名前が明記されている場合は、PITの課税対象に含める。
税務総局 (2020年11月26日付 OLNo.5032/TCT-CS) → バリアブンタウ及び、 ビンズンの税務局に対 するレター	<ul style="list-style-type: none">労働契約書に住宅費用を会社が負担する旨明記されている場合、インボイス等の証憑が十分に揃っていれば、CITの控除が可能。外国人専門家のための検査費用は、<u>福利厚生費</u>とみなされ、条件を満たしインボイス等の証拠書類があれば、CITの控除が可能。	<ul style="list-style-type: none">外国人従業員がベトナムに入国する際に隔離に要した費用を会社が負担する場合、当該費用は従業員のベネフィットとして、PITの課税対象に含める。

Covid-19 に関連する税務

2.1 ベトナムに入国する際の隔離費用（ホテル滞在費、検査費用等）

オフィシャルレター	CIT	PIT
<p>ハノイ市税務局</p> <p>(2021年8月13日付 OLNo.31557/CTHN- TTHT)</p>	<ul style="list-style-type: none">労働契約書に、当該従業員に住宅費用を会社が負担する旨明記されている場合、隔離施設に支払われた費用は、インボイス等の証憑が十分に揃っていれば、CITの控除が可能。Covid検査費用及びワクチン接種の費用は、福利厚生費とみなされ、福利厚生費の総額が、その課税年度の平均給与の1ヶ月分を超えない範囲で、十分なインボイス等の支払に関する証憑書類があれば、CITの控除が可能。	<ul style="list-style-type: none">Covidの予防及びその対応のためにかかった費用については、その外国人の名前が明記されている場合は、PITの課税対象に含める。

CITの控除は原則として、①事業関連性②インボイス等の証拠書類③支払い手段（20百万VND以上は銀行送金）を満たすことが必要となる。

PITについては原則として、特定の個人に対するベネフィットとみなされる場合は、課税対象となる。

Covid-19 に関連する税務

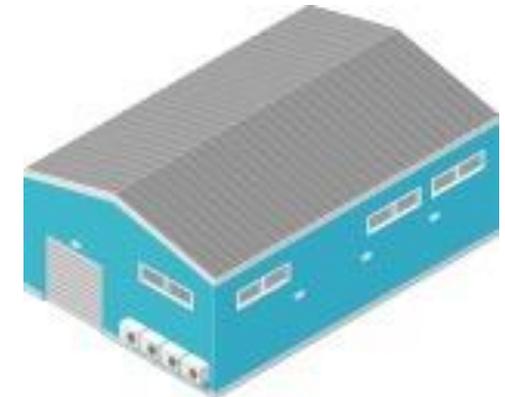
2.2 工場等に滞在する際の隔離費用（滞在費、検査費用、手当等）

オフィシャルレター	CIT	PIT
<p>バクニン市税務局 (2021年6月29日付 OLNo.1883/CTBNI-TTHT)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が会社の施設内に滞在する際の費用（宿泊施設や食事、出勤時及び帰宅時の検査費用、手当など）は、平均給与の1ヶ月分を超えずかつ、十分な証拠書類があれば、従業員の福利厚生費としてCITの控除が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>全ての従業員が対象であり、個人名が記載されていない場合は、PITの課税対象には含めない。</u> 手当は、従業員の給与としてPITの課税対象に含める。
<p>(2021年7月6日付 OLNo.2221/CT-TTHT)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ハノイで個人住宅を賃借している外国人労働者が、一時的にバクニンのホテルに滞在しなければならない場合、その滞在費用はPITの課税対象には含めない。
<p>(2021年7月22日付 OL2076/VTBNI-TTHT)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が会社の施設内に滞在する際の費用（宿泊施設や食事、出勤時及び帰宅時の検査費用、手当など）は、インボイスや現金以外の支払い等の要件を満たせば、CITの控除が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>左記の費用は、全ての従業員が対象であり、個人名が記載されていない場合は、PITの課税対象には含めない。</u>

Covid-19 に関連する税務

2.2 工場等に滞在する際の隔離費用（滞在費、検査費用、手当等）

オフィシャルレター	CIT	PIT
バクニン市税務局 2021年8月30日付 (OL2979/VTBNI-TTHT)	<ul style="list-style-type: none">Covid検査費用については、インボイスがあり、2000万VND以上の支払いについては金融機関を通じた振込をした証明書があれば、CITの控除が可能。	<ul style="list-style-type: none">Covid検査費用については、<u>全ての従業員が対象であり、個人名が記載されていない</u>なければ、PITの課税対象には含めない。
2021年8月31日付 (OL2986/VTBNI-TTHT)	<ul style="list-style-type: none">従業員が会社の施設内に滞在する際の費用（宿泊施設や食事、Covid検査費用など）は、インボイスや現金以外の支払い等の要件を満たせば、CITの控除が可能。	<ul style="list-style-type: none">左記の費用は、<u>全ての従業員が対象であり、個人名が記載されていない</u>なければ、PITの課税対象には含めない。



Covid-19 に関連する税務

2.3 隔離費用まとめ



	内容	CIT	PIT
入国時隔離	宿泊	控除可 ※1	課税 (個人が特定される為) ※3
	検査/食事	控除可 (福利厚生費) ※2	
	航空券	控除可	非課税
工場等に滞在	宿泊/検査/食事	控除可 (福利厚生費? 無制限?) ※4	非課税 (個人が特定される場合は 課税) ※3
	手当	控除可 (給与)	課税 (給与)

CITの控除は原則として、①事業関連性 ②インボイス等の証拠書類 ③支払手段（20百万VND以上は銀行送金）を満たすことが必要となる。

- ※1 入国時隔離の宿泊費については、労働契約書に会社が負担する旨の記載があれば控除可能。
- ※2 福利厚生費は、その年度の総額が年間の平均給与額の1か月分が上限となる。
- ※3 PITについては原則として、特定の個人に対するベネフィットとみなされる場合は課税対象となる。
- ※4 工場等に滞在する際の宿泊費用等については、オフィシャルレターによって、福利厚生費としてみなされるケースと無条件に認められるケースとがある。

Covid-19 に関連する税務

2.4 その他隔離関連費用



予防の為の物品の購入費用(マスク、消毒剤、検査機器等)

オフィシャルレター	CIT	PIT
ハノイ市税務局 (2020年7月16日付 OLNo.66297/CT-TTHT)	<ul style="list-style-type: none">マスク、消毒剤、検査費用等については、事業関連性、インボイス等の十分な証拠書類があればCITの控除が可能。	<ul style="list-style-type: none">左記の費用については、特定の個人向けではなく、<u>グループ向け</u>の支出の場合はPITの課税対象には含めない。

休職者への給付金

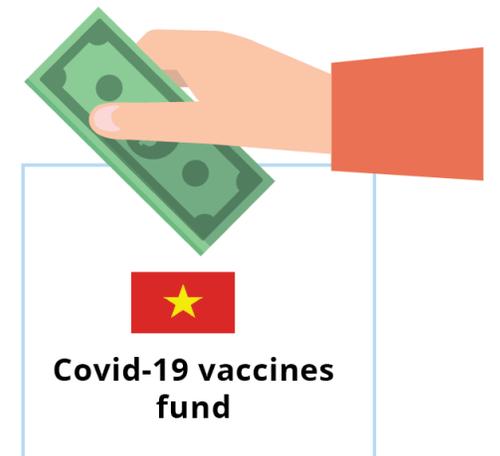
オフィシャルレター	CIT	PIT
ハノイ市税務局 (2020年10月09日付 OLNo.89924/CT-TTHT)	<ul style="list-style-type: none">COVID-19のために休職、待機している従業員の給与、賃金、福利厚生費用は、十分な証拠書類がある場合、CITの控除が可能。	

Covid-19 に関連する税務

2.4 その他隔離関連費用

ワクチン基金への拠出（寄付）

政令・省令	CIT	PIT
<p>(政府発行の2021年03月31日付の政令44/2021/ND-CP)</p> <p>(財務省発行の2021年06月02日付の通達41/2021/TT-BTC)</p>	<ul style="list-style-type: none">規則に基づいたベトナムにおける寄付を受ける正式な機関に対して、COVID-19の予防のために、現金または現物により寄付を行う場合、この費用は十分な証拠資料が揃っていれば、CITの控除が可能。	



Covid-19 に関連する税務

3. 固定資産の減価償却費に対するCIT



COVID-19の影響を受けて工場を一時操業停止にした場合、工場建屋や製造設備の減価償却費は損金として認められるか？

一時休止の製造設備の減価償却費について損金算入が認められるのは、以下のケースのみ（通達96/2015/TT-BTCの4条2項2.2）

- ① 9ヶ月未満の季節的要因による生産停止
- ② 12ヶ月未満の修繕及び定期保守点検

一部の地方税務当局は、上記通達に記載されている具体的な状況に該当しない事を理由に、休止期間中の減価償却費を損金として算入できないとしていた。



2020年10月9日付のOL12452/BTC-TCTで、財務省は「需要の減少により困難に直面している企業で、2020年の法人所得税期間中、9ヶ月以内の期間、一部の固定資産を一時的に停止しなければならなかったが、その後、これらの固定資産を生産および事業活動に使用し続けている場合、季節的な生産のための一時的な休止とみなす」と示し、この期間に発生した減価償却費は、CITの計算上、損金として算入できることとなった。

(財務省発行の2020年10月09日付のOL 12452/BTC-TCT)

Covid-19 に関連する税務

4. 移転価格における対応

税務調査の最近の傾向

実際に税務当局側もCOVID-19対策で、国家予算が不足（枯渇）しており、特に移転価格についてかなりアグレッシブになっている。特に以下については、要注意

- ・ 親会社の赤字を補填する為に材料・製品等の価格を変動させていないか？
- ・ ロイヤルティの支払い（技術移転登録の有無？工業所有権の登録があるか？ベンチマークの有無？）
- ・ その他、関係会社に対するマネジメントサービスや、テクニカルサポートサービス等の支払い（ベトナムへの出張が減っているにも拘わらず、同額の支払いが発生している場合等）



対応策

- ・ COVID-19により受けた影響を、項目別に金額ベースで説明できるように準備しておく。

例えば、特定の材料価格の高騰、特定の製品売上数量の減少、Covid-19関連コスト等を計算しその分の調整を行っておく（**特殊要因調整**）

- ・ ロイヤルティ等の関係会社取引について、証拠書類を準備しておく（Web会議に要した時間、成果物等）

目次

02

ベトナムにおけるイミグレーションの現状 アップデート

COVID-19下における入国手続きの概要

COVID-19下におけるビザ取得状況のアップデート

03

出向者の日本退避間中の日本における課税環境

日越租税条約短期滞在者免税要件

課税されるか否かのケースモデル

講師紹介

日系企業サービスグループ

ディレクター

高石 元



- ベトナムに進出する日系企業に対する会計・監査・税務及びアドバイザリー業務につき18年超の経験を有する。
- 2002年6月にデロイトアジアパシフィックに入所、同年9月よりベトナムホーチミン市での赴任を開始（至現在）
- 日本において、ベトナム会計基準や税法に関する日本語での書籍の執筆及びニュースレターの発行を行う。
- 日本・ベトナムにおいて、ベトナムに関する会計・税務セミナー講師をつとめる。
- デロイトベトナム事務所に18年間在籍し、ベトナム進出日系企業に対して会計・税務・M&A会計コンサルティング等のサポートを行う。
- 公認会計士(ベトナム・米国)

（お断り） ご紹介する資料その他意見に関する部分は、講師の私見であり当法人としての見解ではないことを事前にお断り申し上げます。

2. ベトナムにおけるイミグレーションの現状アップデート

ベトナムにおけるイミグレーションの現状アップデート

COVID-19下における入国手続きの概要

処理期間の長期化

拒否率(中～高)

物理的な制約

主要理由

1. 複数当局の関与

- プロセスは段階的に処理され、複数の異なる政府機関の協力が必要
- 最初のビザ申請の場合：(i) 労働省、(ii) 医療省(ハノイの場合)、(iii) Covid-19予防および管理委員会、および(iv) 入国管理省

2. 当局からの様々なチャレンジ

- スポンサー企業に関する精査;
 - 申請資料に対する厳格な審査(例):
 - ✓ 国籍と異なる国での経験
 - ✓ 経験や大学での専攻がベトナムにおける応募職種と適していない。
 - ✓ 卒業証書や学位の原本を提出できない。
 - ✓ 経験年数が十分ではない。
 - ✓ 海外経験証明書。
- ※Resolution105号の発行により申請書類に対する厳格な審査は今後緩和される見込み。

3. ロックダウン中による制限

- 役員は在宅勤務またはローテーション作業モードで作業をしているため、審査するスタッフがかなり限定されている。
- 以下の手続きによる遅延発生:
 - ✓ 郵送による申請書類の受け渡し
 - ✓ 各種資料の合法化・公証作業

ベトナムにおけるイミグレーションの現状アップデート

COVID-19下における入国手続きの概要（続き）

1. 複数当局の関与

- 最初のビザ申請の場合：(i) 労働省、(ii) (ハノイの場合)医療省、(iii) Covid-19予防および管理委員会、および(iv) 入国管理省
 - ✓ ステップ1: 地方労働局（LLD）に入国ビザ取得に必要な申請書類を提出
 - ✓ ステップ2: LLDが審査を行い、申請書類について相談するためのオフィシャルレター（申請書類を添付）を地方医療局（LHD）に送付する。(ハノイの場合)
 - ✓ ステップ3: LHDはCovid-19予防および管理委員会（PSC）に相談し、LLDに対し申請ケースについてYESかNOかを示す回答レターを提出する。
 - ✓ ステップ4: LLDは承認書を発行し、申請者に送付する。
 - ✓ ステップ5: 申請者は上記承認書を添付したビザ申請書類を入国管理省に提出する。
- **処理時間：ハノイ：4～5営業週/ホーチミン：8～10営業週**
- **以前：2～3 営業週**

ベトナムにおけるイミグレーションの現状アップデート

COVID-19環境下のVISA取得及びベトナム入国プロセス

航空チケットの購入もこのステージでほぼ同タイミングで行う

入国ビザ発給における大きなボトルネックはこのステージ

COVID-19環境下において、入国段階で労働許可証発給の為に要件が厳しくチェックされる
“専門家”としての入国だけでなく“技術者”や“管理者”としての申請も検討する必要有り

ステップ1 人民委員会/保健局による審査

要因

- ① 入国ビザ発給審査段階で、派遣予定者の労働許可証発給要件を証明する書類の審査及びビザスポンサー企業の審査が厳格化。
- ② 2021年2月15日施行の労働許可証発給における新規定において、資格要件が相当厳格化され、審査が非常に通りにくくなっている。

※ホーチミン市の場合、実質審査・受付窓口機関は労働局が行うが、発行機関は人民委員会。

※人民委員会及び保健局から承認を得た後、ベトナムでの隔離ホテルの予約を確定する

ステップ2 入国管理局による審査

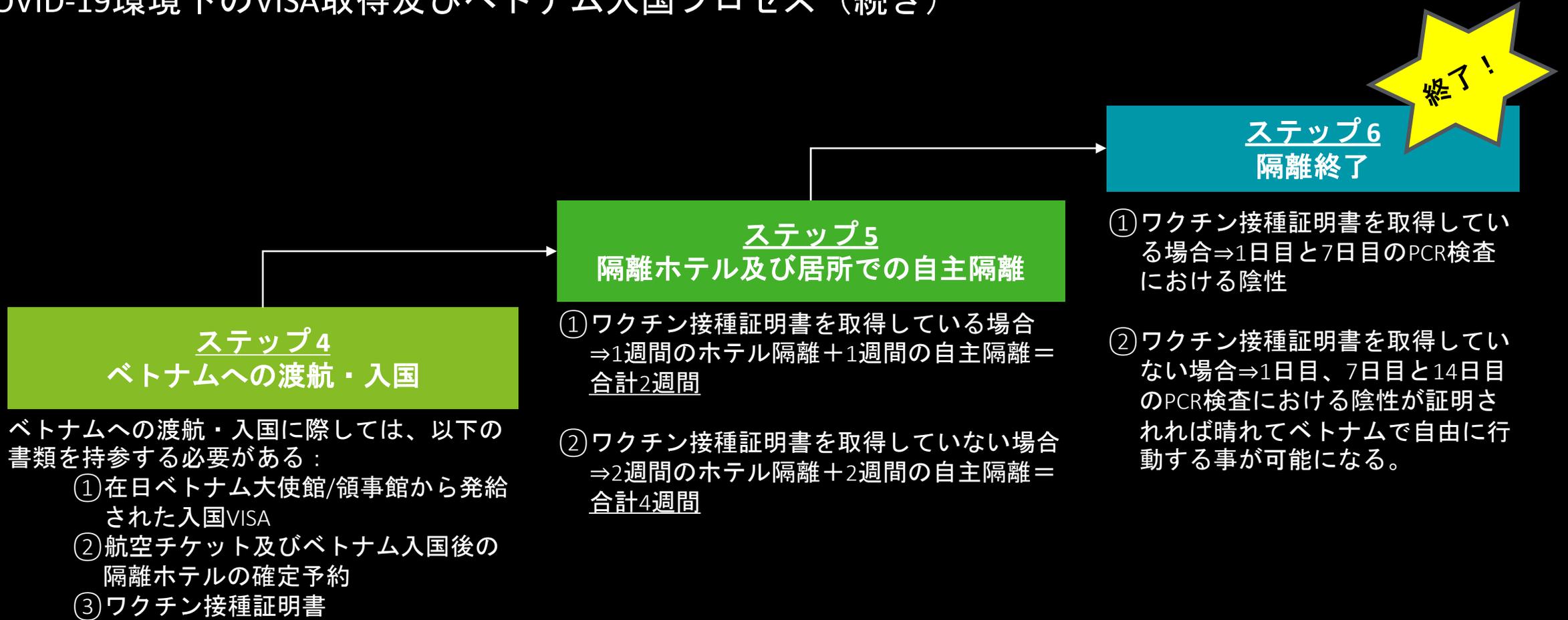
- ベトナム入国予定日の情報及び隔離ホテルの確定予約をVISA申請書類と一緒に入国管理局に提出。
- 入国管理局からVISA発給の承認が下りる。

ステップ3 在日ベトナム大使館/領事館での入国VISA取得

- 人民委員会・保健局（ハノイのみ）・入国管理局からの承認レター取得後、在日ベトナム大使館/領事館に送付・同大使館/領事館よりVISA発給。
- ※在日ベトナム大使館/領事館も日本でのCOVID感染状況が厳しく勤務制限を行っている為、日程に余裕をもって対応する必要有り。

ベトナムにおけるイミグレーションの現状アップデート

COVID-19環境下のVISA取得及びベトナム入国プロセス（続き）



3. 出向者の日本退避期間における日本での個人所得税課税状況

出向者の日本退避期間における日本での個人所得税課税状況

ワクチン接種に伴う日本退避者に関する日本における個人所得税課税状況

- 日本でのワクチン接種に伴い、一時帰国を果たす日本人出向者が増加。
- 日本では、ワクチン接種やコロナ感染に伴う海外からの一時退避者に対して日本所得分に対して積極的な課税を実行。
- 一時退避者が日本所得に対する源泉税課税の可否判定は日越租税条約短期滞在者免税の要件を満たすか否かがスタートポイントとなる。

短期滞在者免税の3要件

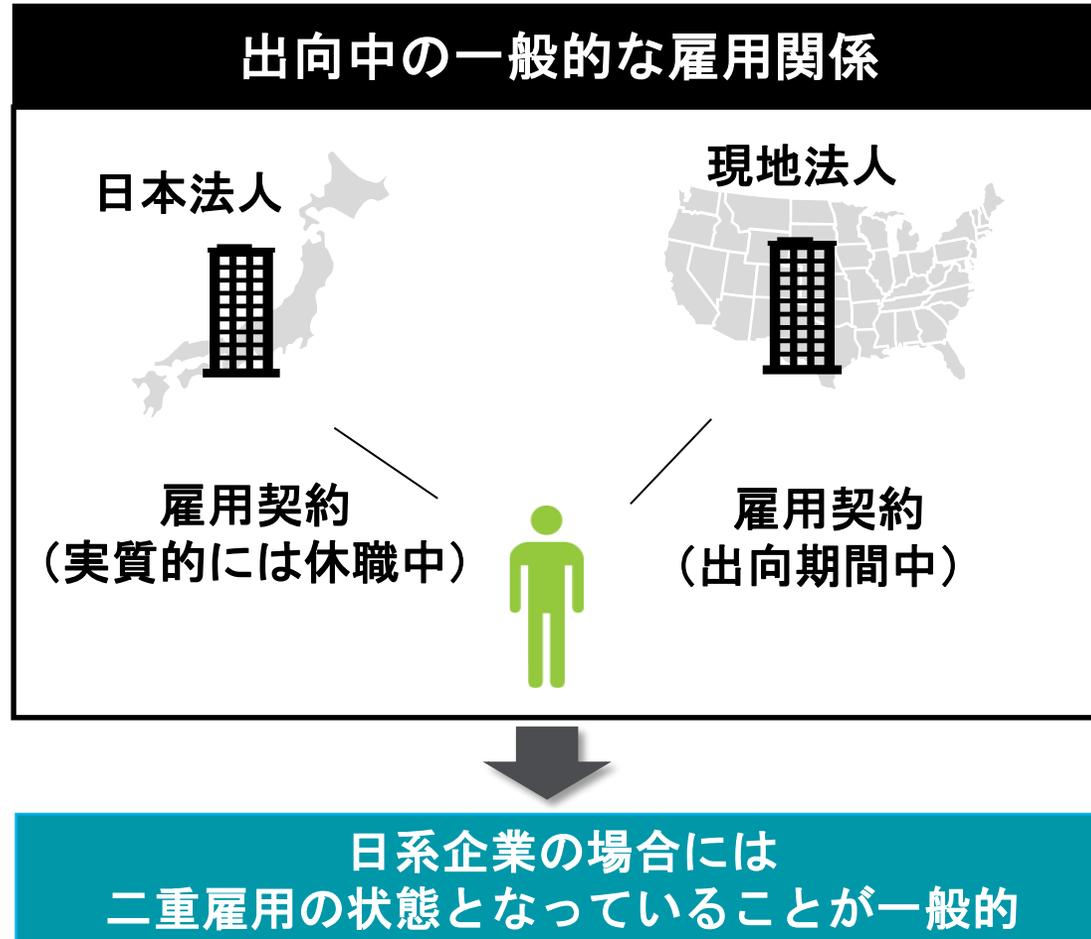
短期滞在者免税の3要件を全て満たす場合には当該他国での課税が免除される

第一要件（183日基準） （OECDモデル租税条約第15条の2a）	第二要件（報酬の支払） （OECDモデル租税条約第15条の2b）	第三要件（報酬の負担） （OECDモデル租税条約第15条の2c）
✓ 当該課税年度内に開始または終了するいずれの12箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計183日を超えないこと。	✓ 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。	✓ 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

出向者の日本退避期間における日本での個人所得税課税状況

日本からの出向者の一時帰国における個人所得税の取り扱い留意点

事実認定により雇用主が日本法人と解釈される場合もあり、



日本の一時退避期間中は

現地法人の業務？

日本法人の業務？

出向者の日本退避期間における日本での個人所得税課税状況

日本からの出向者の一時帰国における個人所得税の取り扱い留意点（続き）

3要件のケーススタディ

⇒以下の状況下で日本での課税は生じるか？

○：要件を満たす ×：要件を満たさない

	第1要件 「日数」	第2要件 「支払」	第3要件 「負担」	判定
ケース1	183日以下	海外で 給与支払	海外で 負担	○ 3要件を満たすので、短期滞在者免税の適用可
ケース2	183日以下	海外で 給与支払	日本で 負担	× 日本源泉所得のうち、日本負担部分のみ課税対象
ケース3	183日超	海外で 給与支払	海外で 負担	× 一時退避の初日から日本源泉所得が課税対象

では、次のケースはどのように判断すればよいのでしょうか？

ケース4	183日以下	日本で 給与支払	海外で 負担	状況によっては、免税適用可とする余地あり
------	--------	-------------	-----------	----------------------

講師紹介

高田 航希

有限責任監査法人トーマツ

マネージャー



- 2014年 有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所に入社。
- その後、主として製造業、通信業、建設業への会計監査、IFRS支援、J-SOX等のプロフェッショナルサービス業務に従事。
- 2017年より、東京事務所へ異動。
- 2020年より、デロイトベトナム・ホーチミン事務所に駐在中。
- ベトナムにおいて、日系企業に対する会計・監査・税務及びアドバイザリー業務を提供するとともに、各種セミナー講師も担当。
- 日本国公認会計士

4.日本への一時帰国によるワクチン接種について

制度紹介

当制度の概要と目的

8月1日より、日本国内に住民票を有しない海外在留邦人等の皆様の中で、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象に、成田空港及び羽田空港においてワクチン接種事業が外務省主導で実施されている。

本事業は、在留先におけるワクチン接種状況・体制、医療事情、補償制度、日本が承認済みのワクチン接種の可否等を理由に在留先でのワクチン接種に懸念等を有する方がおられることを受けて、海外に在留する国民の健康の保持及び在留邦人保護を目的として実施されるものである。

制度概要

対象者

12歳以上、日本国内に住民票を有していない（転出届提出済み）

接種可能ワクチン

ファイザー社製（8月25日の接種から、18歳以上の方は本事業でAZ製のワクチンも接種可能となった。）

接種場所

成田空港または羽田空港

当制度の利用方法 - Step1

ワクチン接種の進め方

外務省特設サイト (<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>) にて利用者登録後に予約可能となる。予約サイトにて、接種場所及びワクチン種類(ファイザー or AZ製)を選択した上で、接種可能日程の中から接種候補日を決定し予約を確定させる。1、2回目はそれぞれ予約を行う必要があるため、接種間隔を確認の上、各自で予約する。

接種間隔：ファイザー社製は標準的に3週間、AZ製は4~12週間(8週間以上が望ましい)の接種間隔をもって2回目接種を行うこととされている。

参考：予約サイトイメージ紹介

①まずは利用者登録 or ログイン



②ワクチン及び接種場所選択

接種場所一覧

2021年09月01日 22時13分 現在

並び替え 受付開始日時 降順 表示数変更 20件ずつ表示

【羽田空港】ファイザー 1回目接種予約

受付開始日時 2021年09月01日18時00分
受付終了日時 随時

【成田空港】ファイザー 1回目接種予約

受付開始日時 2021年09月01日18時00分
受付終了日時 随時

【羽田空港】ファイザー 2回目接種予約

受付開始日時 2021年09月01日18時00分
受付終了日時 随時

【成田空港】ファイザー 2回目接種予約

受付開始日時 2021年09月01日18時00分
受付終了日時 随時

【羽田空港】アストラゼネカ接種予約

受付開始日時 2021年09月01日18時00分
受付終了日時 随時

【成田空港】アストラゼネカ接種予約

受付開始日時 2021年09月01日18時00分
受付終了日時 随時

③日程選択

施設名	予約枠名	2021年													
		09/05 (日)	09/06 (月)	09/07 (火)	09/08 (水)	09/09 (木)	09/10 (金)	09/11 (土)	09/12 (日)	09/13 (月)	09/14 (火)	09/15 (水)	09/16 (木)	09/17 (金)	09/18 (土)
羽田空港 (国際線ターミナル) ファイザー	国際線ターミナル接種会場 - ファイザー	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
羽田空港 (指定施設待機)	巡回接種 - ファイザー	-	-	-	-	-	×	-	-	×	-	-	-	×	-

当制度の利用方法 - Step2

フライトの予約

当事業はフライトとの連携は行われておらず、各自で予約日に接種できるようフライトをアレンジする必要があります。

特に、到着予定時刻が午後以降になる場合、検疫で数時間を要する事が予想されるため（3~5時間程度）、到着当日にワクチン接種を受ける事が出来なくなるので注意が必要（接種会場は17時まで。午前着の便を選択すると到着当日に接種を受けられるため、フライト予約の際は気を付けておくと良い）。

なお、ワクチン予約とフライトがうまくマッチしない場合、一旦帰国し自主隔離後、各空港に1度目の接種を受けに行くことも可能（つまり、必ずしも入国のタイミングでワクチン接種を受けなければならないという事ではない）。

<接種日とフライト予約の実例>

ワクチン接種が9月22日に予約した場合、、、



9月22日に指定の空港にて接種。



逆算して、、、



到着直後に接種を受けたい場合は、**22日の午前中**に指定の空港に到着する便を予約する必要がある。

※なお、予約日の10時~16時の間であれば、会場にて受付後いつでも接種を受けることができる。

当制度利用にあたって特に留意すべきQ&A その1

Q.ベトナムで既に1回目の接種を終えてしまった

A.基本的には1, 2回目共に本事業で接種を受けるのが原則だが、居住地で既に1回目のワクチン接種を終えている場合、2回目接種のみを本事業で接種することも可能。
ただし、**必要な接種間隔を満たしていることを示す書類(接種証明書で可)が必須**。
また、居住地でファイザー製またはAZ製のワクチンを1回接種されている場合、特段の事情がない限り2回目の接種も**同一メーカーのワクチン**を接種することになります。

※また、例えば、居住地において**日本で薬事承認されていないワクチンを1回接種済みである場合**、特にベトナムでは中国のシノファーム製ワクチンが多く流通しており、日本人が接種したケースもゼロではないと考えられる。

その場合、本事業を使って2回目に異なるメーカーのワクチンを接種することを希望する場合には、居住地の感染状況等を踏まえ、御自身の判断により医師と相談の上で接種することになる。なお、予診の結果、接種を受けることが適当でないと判断されることがある。

当制度利用にあたって特に留意すべきQ&A その3

Q. 一時帰国以外の方の接種

A. 本事業は一時帰国者のみを対象としており、本帰国、海外転居前の方については接種対象外。

Q. 入国後の隔離期間は？

A. 9月22日現在、ベトナムからの入国に対して、日本政府が指定する隔離施設での隔離措置はなく、**入国後14日の自主隔離期間のみ**である。

ただし、**入国後、自主隔離終了までの期間は公共交通機関を利用できない**ため、自宅に戻るためにはハイヤーや家族による送迎などを別途手配する必要がある（自宅が関東圏になく、送迎が現実的ではない場合、各自で2週間空港付近のホテル等を手配し、そこで自主隔離を行うことも可能）。

Q. 接種に必要なもの

A. パスポート、接種日、接種会場、予約番号等が記載されたリマインドメール（スクリーンショット等画面での提示でも印刷でも可）。また、接種時に、あらかじめ予診票と接種証明書を各自でダウンロードの上コピーしておく必要がある。

参考リンク: [予診票\(ファイザー製用\)](#)、[予診票\(AZ製用\)](#)、[接種証明書フォーマット](#)

5. ワクチンパスポートについて

ワクチンパスポート制度のご紹介

ワクチンパスポートとは

ワクチンパスポートは、海外往来時の利用を想定し、ワクチンを接種済みであることを公的に証明するものであり、日本では2021年7月26日から申請と発行が開始されている。ワクチンの接種を受けると、接種会場で「接種証明書」が発行され、各自治体にこの接種証明書を含む申請書類を提出することで、1週間から10日程度で発行される。

ワクチンパスポートイメージ

新型コロナウイルスワクチン接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19	
姓(旧姓)名 [Surname/Former surname] Given name 内閣(経理) 太郎 [NAIKAKU(SOURI) TARO]	将来的に 2次元コードを 掲載予定
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD) 1980-01-01	
国籍 [Nationality] JAPAN	
旅券番号 [Passport Number] TR1111111	
1回目接種 [1st Dose] ワクチン種類 [Vaccine Type] COVID-19 mRNA	2回目接種 [2nd Dose] ワクチン種類 [Vaccine Type] COVID-19 mRNA
メーカー [Manufacturer] ファイザー [Pfizer/BioNTech]	メーカー [Manufacturer] ファイザー [Pfizer/BioNTech]
製品名 [Product Name] コミナティ [COMIRNATI]	製品名 [Product Name] コミナティ [COMIRNATI]
製造番号 [Lot Number] CTMAVXXXX	製造番号 [Lot Number] CTMAVXXXX
接種日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD) 2021-06-30	接種日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD) 2021-07-25
接種国 [Country of Vaccination] 日本 [JAPAN]	接種国 [Country of Vaccination] 日本 [JAPAN]
証明書発行者 [Certificate Issuance Authority] ○市長 [Mayor of ●● City, ○○ Prefecture]	
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]	
証明書ID [Certificate Identifier] 123456-20210801-000001	証明書発行日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD) 2021-08-01

なお、ベトナムは現在、日本の外務省が公表している「海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧」に含まれており、入国時にワクチンパスを提出することで隔離措置の緩和が可能。

緩和措置については、**集中隔離が7日間(通常14日)、自宅隔離(健康観察)が7日間(通常14日)に短縮される。**但し、ワクチンパスポートに記載される2回目の接種日から入国日までに、**14日間が経過している必要がある**ためこの点については留意が必要。

ご清聴いただき誠にありがとうございました。

ウェビナー終了後のアンケートに、ご協力よろしくお願いいたします。



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.